破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内目名491－２、住民票上の住所大阪府枚方市藤阪中町22番１－303号
債務者　橋本　知也
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川576番地13（マンション油屋１－Ａ）
債務者　若松真知子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４６号
千葉県木更津市高柳929番地
債務者　中野　昇司
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５１号
千葉県君津市中野３丁目４番35号
債務者　稲田　繁憲
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５３号
千葉県富津市金谷33番地の３
債務者　倉田　　勇
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５４号
千葉県富津市金谷33番地の３
債務者　倉田ひとみ
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５８号
千葉県木更津市港南台４丁目19番地９
債務者　宮本美由紀
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５号
川崎市高津区千年1008番地　ベルメゾン新城201
債務者　中島　昭治
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
川崎市多摩区南生田２丁目４番９号　サウスオーク１　101、前住所川崎市幸区紺屋町30番地　サクセス川崎　203
債務者　橿棒　彩佳（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
川崎市高津区千年923番地　エクレールたちばな　205
債務者　永井陽一朗
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６０号
川崎市幸区中幸町１丁目15番地42　森コーポ101
債務者　野村　政弘
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
川崎市多摩区西生田５丁目11番13号　マ・ピエス西生田５　201、前住所川崎市麻生区上麻生５丁目45番８号　アザーレ上麻生　202
債務者　鈴木　治美（旧姓間野）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８７号
川崎市中原区下小田中３丁目29番19号　ＬＳプラザ　202
債務者　石川　　仁
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
川崎市宮前区東有馬１丁目４番63号　サイレントヒルズ　201
債務者　大須賀雅徳
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９３号
川崎市宮前区東有馬１丁目４番63号　サイレントヒルズ　201
債務者　大須賀友香（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
川崎市高津区溝口２丁目14番１号　ムラタビル　４Ｆ
債務者　早坂三枝子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
金沢市芳斉１丁目３番４号
債務者　辻　美恵子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
金沢地方裁判所民事部